# 《ユニティちゃんライセンス条項・要約版》 1.01 バージョン

2014/03/06 作成 2014/03/28 修正

#### 【はじめに】

ユニティちゃんライセンス条項(以下、「本ライセンス」といいます)は、ユニティ・テクノロジーズ・ジャパン合同会社(以下、「弊社」といいます)が権利を有するキャラクターに関して、クリエイターの皆様に弊社キャラクターおよび弊社キャラクターのデジタルアセットデータを使った二次創作活動を広く許諾することを宣言するためのものです。

#### 【本ライセンスが適用されるキャラクターとは?】

本ライセンスの対象となるキャラクターは、ユニティちゃん(大鳥こはく)の他、冊子『Unity-Chan! Art Log. 』内 で 公 開 さ れ て い る キャラクター 群 、お よ び 今 後 unity-chan! オ フィシャ ル HP (http://unity-chan.com/)で公開される予定のキャラクター群(以下、「弊社キャラクター」といいます)を含みます。

クリエイターの皆様は、本ライセンスの元で、別途弊社に許可を求めることなく、弊社キャラクターの デザインやイメージ・世界観を参考に、イラストや漫画を描いたり、フィギュアを作ったりすることができ ます。またそれらの二次創作物をインターネットで公開したり、同人即売会などで上演、上映、公衆送 信、展示または頒布(以下、「頒布等」といいます)することができます。

## 【本ライセンスが対象とするデジタルアセットデータとは?】

本ライセンスが対象とするデジタルアセットデータとは、弊社によって提供される、『ユニティちゃん』を 含む弊社キャラクターの様々なデジタルアセットデータを指します。

# 具体的には、

- 〇アーカイブ形式で頒布等される、弊社キャラクターのデジタルアセットデータ(3Dモデル、シェーダーを含むマテリアルデータ、アニメーションデータ、ボイスデータ等を含む)一式
- 〇オフィシャル HP 上で公開されている、弊社キャラクターの 2D グラフィックデータ
- 〇『ユニティちゃん』オフィシャルロゴ

など、公式に提供される弊社キャラクターのデジタルアセットデータ全般を指します。

クリエイターの皆様は、本ライセンスの元で、別途弊社に許可を求めることなく、ゲームエンジン Unity に弊社キャラクターのデジタルアセットデータを組み込み、ゲームやインタラクティブコンテンツ、技術デモを作成して楽しむことができます。またそれらの二次創作物を、プレイアブルな実行形式、あるいは Unity プロジェクトのままといった形式を問わず、インターネットで公開したり、他の人にプレイしてもらったり、同人即売会などで頒布等することができます。

また、弊社キャラクターのデジタルアセットデータを元にして、新たにデジタルアセットデータを追加的に作成し、自身でその作成したデジタルアセットデータを頒布等する場合、頒布等するデジタルアセットデータの説明と一緒に、頒布者の連絡先および頒布等を受ける第三者に本ライセンスを承継させる形で頒布等することを、他の人がわかるように明示して頒布等するようにしてください。本ライセンスを承継させる形以外で頒布等を行うことは一切認められませんので、ご注意ください。

# 【本ライセンスの元で、クリエイターができること】

- ○弊社キャラクターの二次創作物をつくること
- ○つくった二次創作物を公開すること、または頒布等すること
- ○頒布等を受ける第三者に本ライセンスを承継させる形で、新たに作成した弊社キャラクターのデジタルアセットデータを頒布等すること

### 【本ライセンスの元で、クリエイターができないこと】

- 〇自分自身が著作権を所有するキャラクターであると誤認されるような宣伝や広告において、弊社 キャラクターを使用すること
- ○他の人が作った作品を、自分のものと偽って使うこと
- 〇他の人が権利を有している作品やキャラクターを、権利を持っている人の許可を受けることなしに、 弊社キャラクターと共に使用すること
- ○弊社および弊社キャラクターの価値や品位を下げるような使い方をすること
- 〇他の人を不快にさせたり、または他の人を差別したり、傷つける目的で弊社キャラクターを使うこと
- ○特定の信条や宗教、政治的発言のために、弊社キャラクターを使用すること
- 〇別途弊社からの許可を受けることなしに、弊社のオフィシャル商品であると誤認されるような使い 方をすること

# 【ライセンスロゴについて】

本ライセンスの元で弊社キャラクターを使った二次創作活動を行っていることを提示するために、クリエイターの皆様が創った二次創作物を公開したり頒布等する時には、他の人に見えるように以下のライセンスロゴを掲示してください。



本 コンテンツは、『ユニティちゃんライセンス条項』 (http://unity-chan.com/download/license.html)に基づいて公開・配布されるものです。本コンテンツをご利用される場合は、ユニティ・テクノロジーズ・ジャパン合同会社が定める『キャラクター利用のガイドライン』 (http://unity-chan.com/download/guideline.html)をお守りいただく必要があります。

# 【さらに詳しいキャラクター利用の具体例】

《キャラクター利用のガイドライン》では、本ライセンスの元で、クリエイターの皆さんが「できること」「できないこと」を具体例をあげて説明しており、こちらの内容にも従っていただく必要があります。合わせてご確認をよろしくお願いします。

## 【お問い合わせ】

上記の例に当てはまらない弊社キャラクターおよびデジタルアセットデータの利用について、または その利用がいずれに該当するか不明な場合には、別途弊社までお問い合わせください。弊社はその 詳細を検討し、許諾の可否を判断させていただいた上で、必要に応じて個別に契約を締結させていた だきます。

ユニティ・テクノロジーズ・ジャパン合同会社

unity-chan@unity3d.co.jp